

ユニフォーム規程 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>第6条 〔広告の掲示(1)－承認の手続き〕</p> <p>1. ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する都道府県サッカー協会に申請し、当該都道府県サッカー協会及び本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩等の必要事項を記入の上、申請料を添えて当該チームが所属する都道府県サッカー協会に提出しなければならない。</p> <p>3. 前二項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。</p> <p>〔改 正〕</p>	<p>第6条 〔広告の掲示(1)－承認の手続き〕</p> <p>1. ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する都道府県サッカー協会に申請し、当該都道府県サッカー協会及び本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩等の必要事項を記入の上、申請料 <u>(一ヶ所につき10,000円(税別))</u> を添えて当該チームが所属する都道府県サッカー協会に提出しなければならない。</p> <p>3. 前二項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。</p> <p>〔改 正〕</p> <p><u>2022年 2月10日</u></p>	<p>申請料の記載</p>